

1 件 名 三浦市みどりの条例の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 40 号）が公布され、令和 6 年 11 月 8 日から施行された。

これにより、都市緑地法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）で定める事項について改正されたため、法と同様の趣旨を規定している本市の条例について必要な規定の整備を行うものである。

3 条例の内容

法の規定に則して、三浦市みどりの条例第 3 条第 2 項において規定している基本計画で定めるべき事項について、「緑地の配置の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針」に関する事項を追加するとともに、「都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針」に関する事項を「都市公園の整備及び管理」に関する事項に改めるもの

4 施行期日

公布の日から施行する。